

成年後見制度の概要について

紫藤社会福祉士事務所

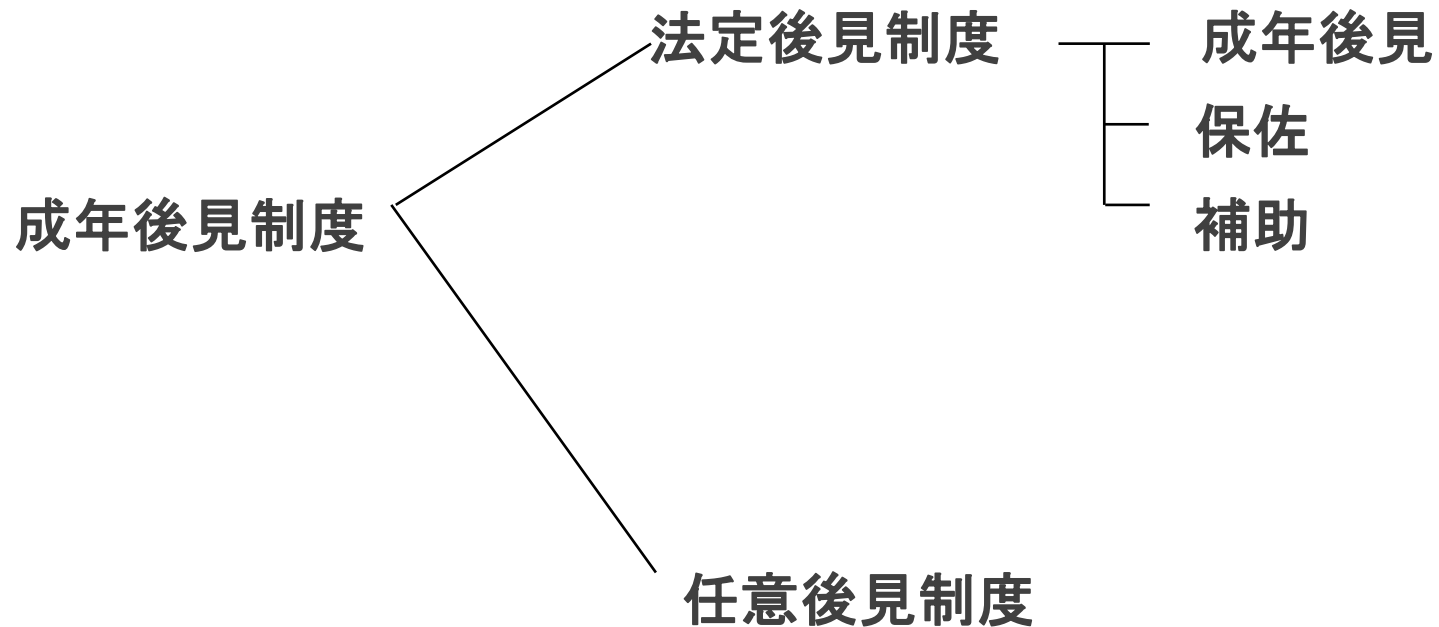
認定社会福祉士 紫藤千子

成年後見制度とは

判断能力が不十分な人の生活、療養介護及び財産管理に関する事務を本人とともに本人の支援者である成年後見人等が「代理」で行うことによって、本人の意思や自己決定を尊重しながら本人を保護するための法律上の制度である

キーワード: 判断能力が不十分な人が利用する制度

後見制度の種別



任意後見制度

権利擁護のための制度 任意後見制度

将来のために準備しておく制度

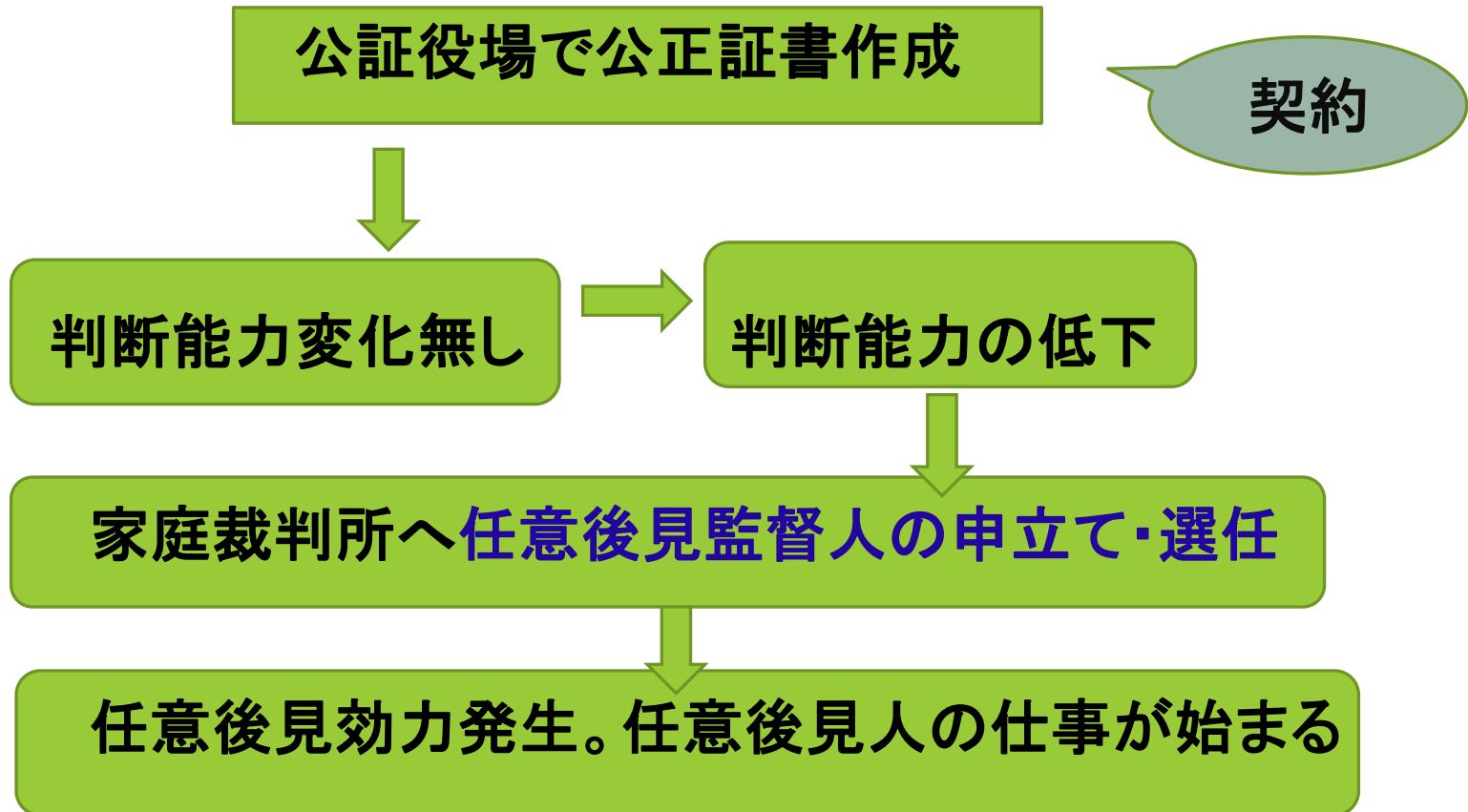
～もしも判断能力が低下したら～

判断能力のあるときに、

誰に(任意後見人)

どんなこと(後見事務)をして欲しいのか決め、
契約しておきます。

任意後見制度



事例 1（任意後見制度）

くまもん町に住むAさん 78歳

Aさんは、奥さんを亡くして一人で暮らしています。

長男がいますが、北海道で仕事をしており、数年ごとに帰ってくるくらいです。

Aさんは、もし自分が認知症になったらどうしようと思っています。長男は、くまもん町に戻る予定はなく、自分自身で何とかする方法はないだろうかと考えています。そんな時、「任意後見制度」の講演会があるということで、参加しました。

そして、この制度を利用しようと考えはじめました

事例1のポイント

- 判断能力がある。
- 自分の将来を考えて、自分で細かいことを考えて決めることができる。
- 誰を任意後見人にするか自分で決めます。
- 1 契約11000円です。

その他印紙代、公証人の手数料などががかかります。

任意後見制度を補完する契約

発効前のサポート

- ・継続的見守り契約 信頼関係の構築、判断能力の低下に気付く
- ・財産管理等委任契約

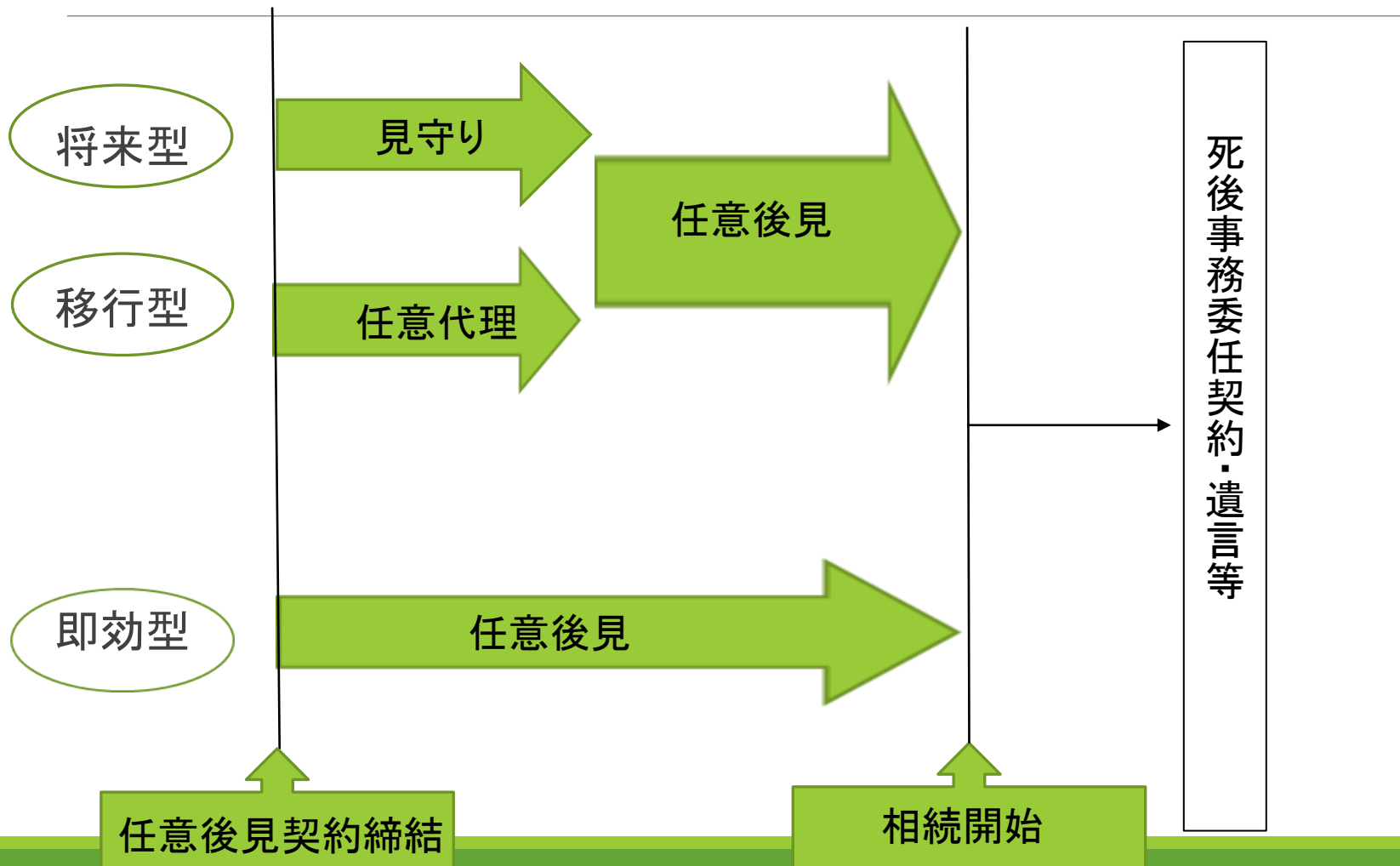
死後のサポート

- ・死後事務委任契約

その他

- ・遺言

任意後見契約の形態



法定後見制度

法定後見制度は
現に判断能力が低下した人が利用する制度

法定後見制度申立の流れ

家庭裁判所への申立

必要な書類の準備

申立てに要する期間約1か月から6ヶ月



調査・鑑定

・鑑定は家庭裁判所の判断で必要に応じて行なわれる



審理



審判がおきる



後見開始の審判

後見人選任

後見人等の仕事が始まる

事例2（法定後見制度）

くまもん町に住むSさん 85歳

長男夫婦と住んでいます。要介護2
認知症があります。

Sさんは、預貯金の出し入れができなくなり、銀行で「成年後見人を付けてください」と言われました。長男は、くまもん町後見センターに相談に行きました。

そこで、成年後見制度についての説明を聞きました。
長男は、父とも話をしてこの制度を利用しようと考えました。
そして、詳しく申し立ての事も相談しました。

事例2

長男は、相談をしながら申し立ての準備を始めました。
主治医に成年後見制度用の診断書を書いてもらったところ「後見相当」のところにチェックが入っていました。

長男は、戸籍や身分証明書、申立書等必要な書類を準備しました。長男が、申立人となり、「後見開始の審判申し立て」の手続きを家庭裁判所に行いました。

家庭裁判所からの面接などがありました。

1か月後に後見開始の審判書が届き、長男が後見人に選任されました。

その後、長男は後見人として役目を果たしています。

後見人等の仕事

- 1、身上保護・・・日常的な契約行為、福祉・医療サービス等を使って望む生活を送ることが出来るように支援する。
- 2、財産管理・・・本人の生活に必要な費用を適切に使う。
財産を管理する。

※後見人等の仕事の中身は個人や類型で異なる
善管注意義務

本人の意思の尊重義務及び身上配慮義務

後見人等の権限

- ・代理権・・・代理で医療・福祉サービス契約等を結ぶ。

不動産や預貯金等の管理を行なう等

- ・同意権・取消権・・・本人が単独で行った契約等に同意をして有効とする。

後見人等の同意を得ないで行った契約等は取り消しができる

※付与された代理権・同意権は、登記事項証明書で確認できます。

付与される内容は類型や個別のケースによって異なります。

付与されていないことはできません。

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
同意権の範囲	同意権はない (本人が法律行為をすることは想定されていない)	民法13条1項記載の行為 ＋ 家庭裁判所が指定した行為	家庭裁判所が指定した行為 (同意権を持たない場合もある) 本人の同意が必要	ない
取消権の範囲	「日常生活に関する行為」のみ取り消すことができない。 その他の行為は全て取消しの対象になる	民法13条1項記載の行為 ＋ 家庭裁判所が指定した行為	家庭裁判所が指定した行為 (同意権がない場合は取消権もない) 本人の同意が必要	ない
代理権の範囲	原則、全ての法律行為	家庭裁判所が指定した範囲 (代理権を持たない場合もある) 本人の同意が必要	家庭裁判所が指定した範囲 (代理権を持たない場合もある) 本人の同意が必要	任意後見契約で定めた範囲の代理権を持つ

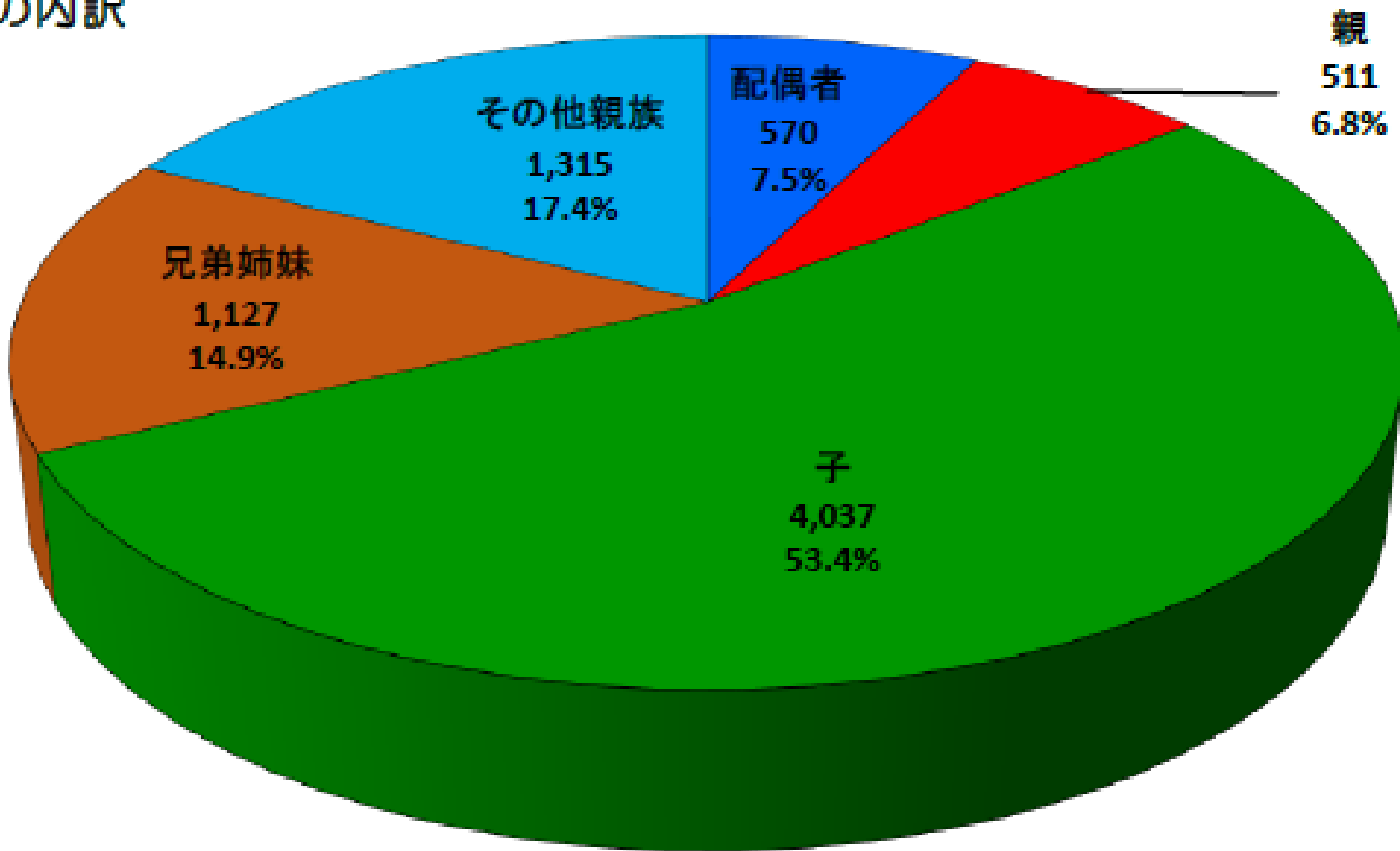
後見人等を担う人

8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

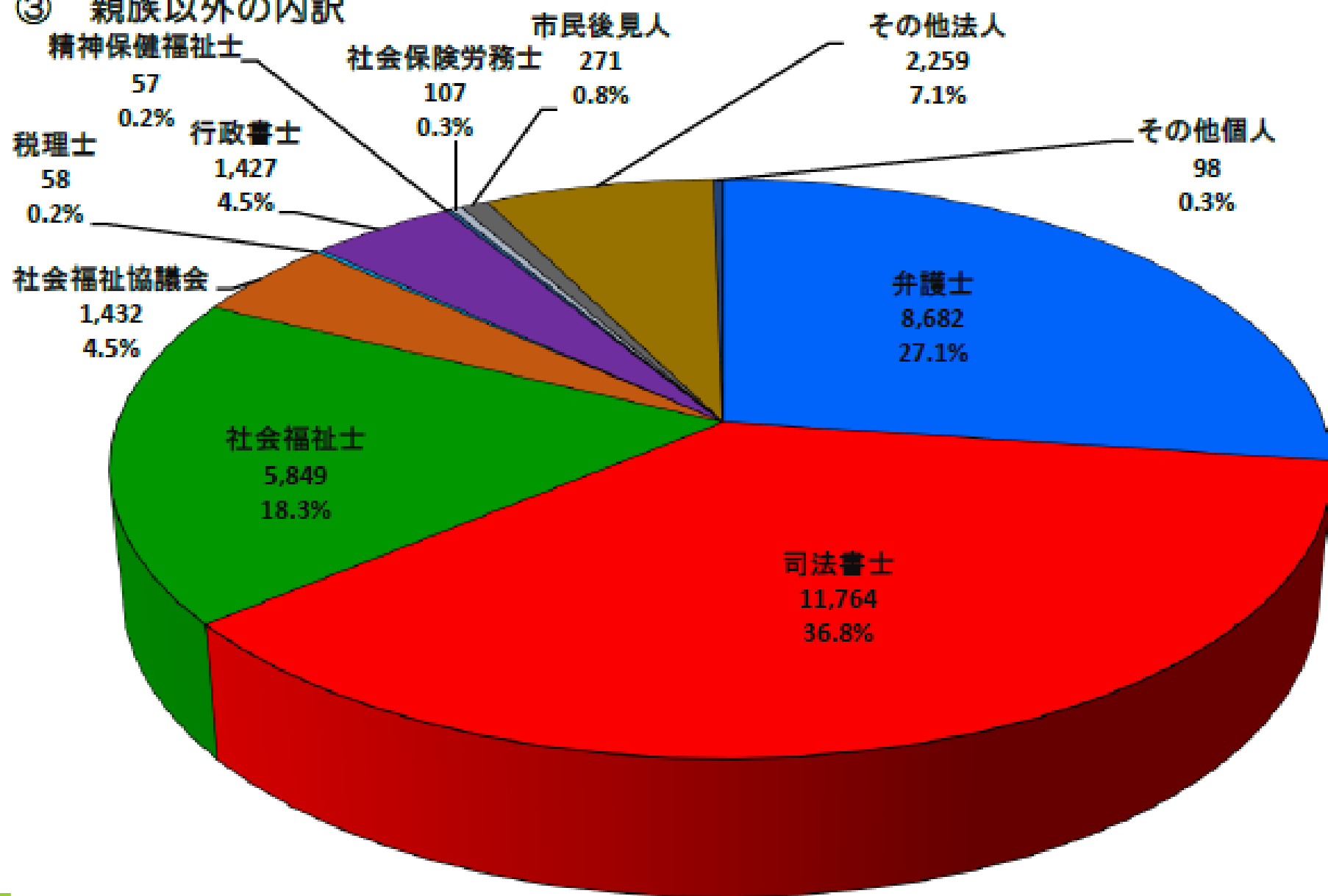
- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約19.1%（前年は約19.8%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.9%（前年は約80.2%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

関係別件数（合計）	39,564件（前年39,578件）
親族	7,560件（前年7,852件）
親族以外	32,004件（前年31,726件）
うち弁護士	8,682件（前年8,208件）
司法書士	11,764件（前年11,969件）
社会福祉士	5,849件（前年5,754件）
市民後見人	271件（前年320件）

親族の内訳



③ 親族以外の内訳



まとめ

- ・制度の利用を考えるために、制度を理解しておく。
申し立ての方法、後見人等が選任されたときにどのように連携するかなど理解しておく。
そのことが本人の支援につながる